

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児入所施設

管理者様

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県福祉部障害福祉課長

令和4年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

記

## 1 研修日程

下記日程の全10回のうちいずれか1回(1日)を受講

| 回    | 日程           | 時間(予定)     | 備考  |
|------|--------------|------------|---|
| 第1回  | 令和5年2月1日(水)  | 9:00~17:00 | 兵庫県立総合リハビリテーションセンター<br>福祉のまちづくり研究所<br><br>オンライン開催に変更となる場合がございます |
| 第2回  | 令和5年2月3日(金)  |            |   |
| 第3回  | 令和5年2月15日(水) |            |   |
| 第4回  | 令和5年2月17日(金) |            |   |
| 第5回  | 令和5年2月22日(水) |            |   |
| 第6回  | 令和5年2月28日(火) |            |   |
| 第7回  | 令和5年3月2日(木)  |            |   |
| 第8回  | 令和5年3月8日(水)  |            |   |
| 第9回  | 令和5年3月10日(金) |            |   |
| 第10回 | 令和5年3月14日(火) |            |   |

## 2 受講対象者(次の(1)または(2)のいずれかに該当する方)

(1) 平成28年度から平成30年度に、サービス管理責任者等研修を受講された方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方(複数の分野でサービス管理責任者等研修を受講されている場合は、初回の研修受講年度で判断してください。)

(2) 平成18年度~27年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方のうち令和元年度~3年度までの間に更新研修を受講できなかった方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方

### 3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター  
「サービス管理責任者研修児童発達支援管理責任者研修更新研修」のページから申込  
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=30>  
ホームページ上の専用申込フォームからお申し込みください。

### 4 受講申込期間

令和4年11月7日(月)から令和4年11月28日(月)正午まで  
締切後の申込登録は一切受け付けいたしませんので、余裕を持ってお申し込みください。

### 5 留意事項

- (1) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。

### 6 問い合わせ先

#### (1) 研修内容に関する問い合わせ

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。  
<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

#### (2) 研修制度等に関する問い合わせ

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 小池  
TEL 078-341-7711(代表) 内線3005